

## 外国人を雇用する事業者の方へ

従業員が退職、出国されたら

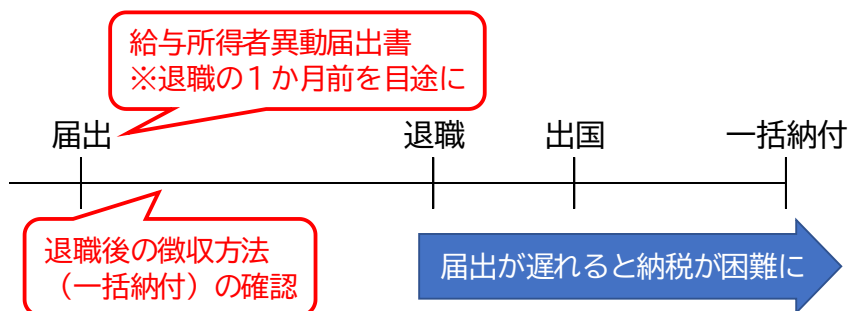
**「個人住民税の納税」と  
「納税管理人の届出」にご協力ください**



個人住民税を特別徴収している外国人従業員の方が退職、出国又は転出等により特別徴収ができなくなる場合、適正な納税に努めていただくため、次の手続きが必要になりますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

### 退職、出国等される場合、あらかじめ異動の届出を

特に外国人従業員が退職後すぐに出国された場合、個人住民税の納税が困難となるため、退職する1か月前を目途に「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。



### 一括徴収に御協力ください

退職に伴い、退職月以降の個人住民税の納税方法は「普通徴収」に切り替わりますが、出国された場合、納税が困難となるため、可能な限り最後の給与等支給時に未徴収税額を一括徴収していただきますようお願いいたします。（1月以降は、原則一括徴収となります）

### 納税管理人の届出

やむを得ず一括徴収ができず出国や転出する場合、本人の代わりに納めていない個人住民税の納税などを行う「納税管理人の届出」が必要となります。

納税管理人は、市内に住所・居所等を有していない納税義務者から納税に関する事務処理（税金の納税、書類の受取、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

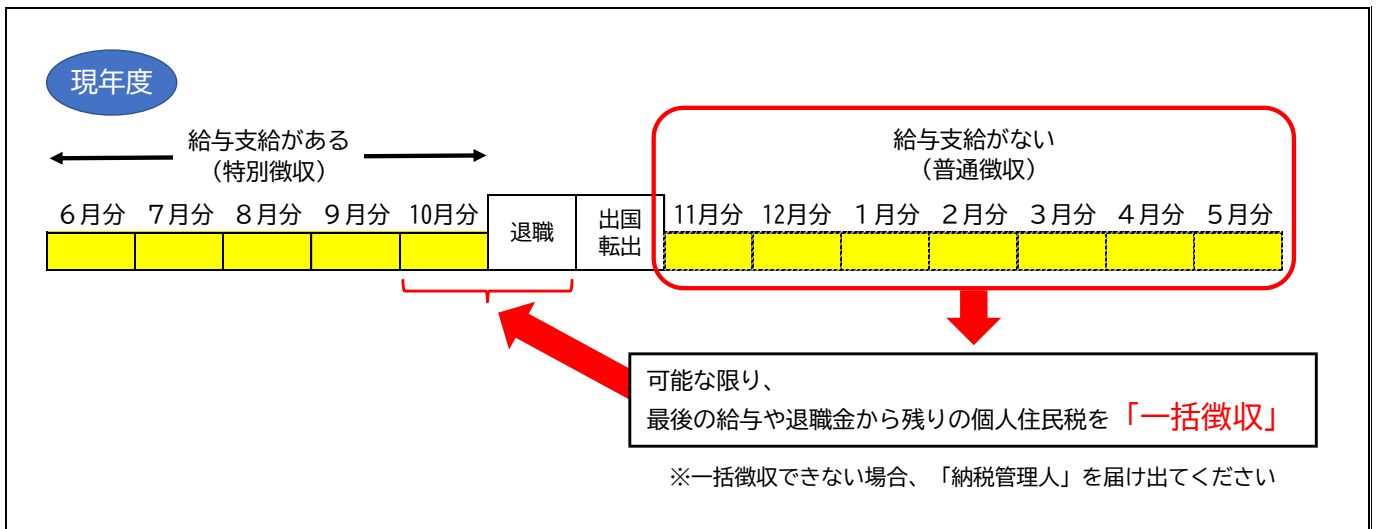
なお、引き続き朝来市内に住所・居所等がある場合、納税管理人の届出は任意ですが、後日送付する納付書でご本人が納付する必要がある旨ご説明ください。

※出国や転出の時期によって、課税対象となる期間が変わります。

詳しくは裏面をご覧ください。

## ◆ 退職の時期が6～12月の方

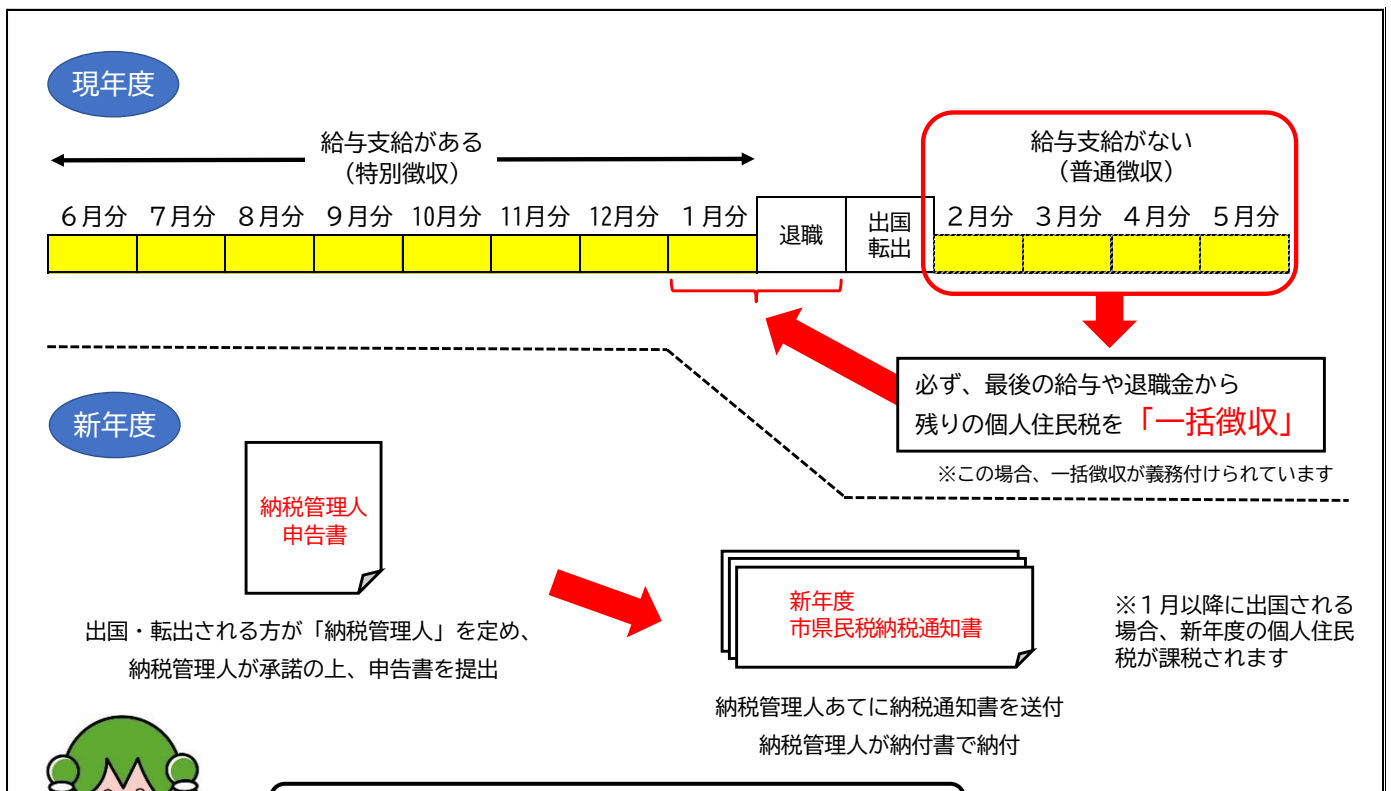
現年度分で未徴収の個人住民税を可能な限り最後の給与や退職金で「一括徴収」をお願いします。年内に出国や転出された場合、新年度の個人住民税は課税されません。



## ◆ 退職の時期が1～5月の方

現年度分で未徴収の個人住民税を必ず「一括徴収」してください。年を越して出国や転出となるため、新年度の個人住民税が課税されます。この場合、納税者は「納税管理人」の届出が必要となります。

納税管理人は、出国までに本人から税額を預かるなどして、6月中旬にお送りする納付書で新年度の個人住民税を納めていただきます。



御理解・御協力いただきますようお願いします。